質 問 回 答 書

2015年11月4日

「(案件名)バングラデシュ国中核都市機能強化プロジェクト」

(公示日:2015年10月21日/公示番号:150904)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 12 頁以降の成 果1の活動(案)と 17-18 頁 の「業務の内容」の関係につ いて	P.17-18 の「6.業務の内容」(3)(第1年次の活動案) 4 行目から「以下の事項について、関係機関(LGD 及び関連省庁)の役割を明らかにし、関係機関との調整方法や、承認プロセスを協議し、LGD の業務手続きガイドライン案を策定する。」とありますが、12 ページの「(5)活動(案)」の内容から、「業務手続きガイドライン」を明らかにするのみならず、実際に条例、要綱、規則の作成、組織体制の見直し、職員の職務、能力強化計画の作成を支援し、それをまとめて「行政制度整備計画」とする理解で間違いないでしょうか。	ご理解の通り行政制度整備計画の準備まで含むものです。
2	業務指示書 12 頁、(3)プロ ジェクト目標	プロジェクト目標は「対象中核都市において行政改革計画の実施体制が整備される」とありますが、他の記述、特に成果及び活動では「行政改革計画」ではなく、「行政制度整備計画」となっており、「行政制度整備計画」であると理解するが、間違いないでしょうか。	成果及び活動において「行政制度整備計画」を作成し、PDCAサイクルを確立することで、より上位に位置する行政改革計画を整備するのがプロジェクト目標となります。

3	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	対象地域として 4CC が予定されていますが、	治安状況を鑑みた安全対策措置につきまして
	全対策とそれに伴う業務の	特に地方都市については、昨今の治安事件に	は、その時点における JICA 事務所の指示に従
	実施方針について	伴い、貴機構においてもそれぞれ安全対策に	って頂きますが、現時点では、適切な安全対策
		係る方針をお持ちであると理解します。それを	が確保されているという条件下において、地方
		踏まえた上で、技術提案書において具体的な	出張も含み、業務に支障はありません。ただ
		業務の実施方針等を検討するにあたり、業務	し、急激な治安の悪化等に伴い、業務内容に
		内容、業務期間、業務の実施順序、業務の実	変更が必要な場合は、協議の上、契約変更等
		施方法、安全対策費用等について、予め考慮・	も含めた対応を取る可能性はあります。
		留意すべき内容や制約(有無も含め)等につい	
		て、貴機構のお考えやご助言をご教示いただ	
		けるでしょうか。	
4	業務指示書 17 頁の成果 1	策定済みの既存の条例、要綱、規則とあ	ご理解の通り、3 つの形態も含むもので
	に係る業務「法令集のとり	りますが、実際には、これら三つの形態	す。
	まとめ」及び「条例、要綱、	以外の法令が出されている可能性があり	法令集の取り纏め及び既存法令の改定や
	規程の策定支援」について	ます。そのため、条例、要綱、規則以外	新規策定は、状況や必要性に応じ、並行
		の法令も含めると理解して間違いないで	して実施できる作業だと考えております
		しょうか。	ので、この点を加味したご提案をお願い
		かつて「バ」国にて農村部自治体(ユニ	致します。
		オン)に係る規則・要綱等のレビューが	·
		行われた際、大量の文書が収集され、不	
		明瞭な点や矛盾する点が多数あり、整	
		理・合理化作業が必要になったとのこと	
		ですが、弊社がダッカで聴取している情	
		報によると中核都市に係る条例・規則・	
		要綱についても似たような作業になる可	
		能性があります。第1年次中の業務とし	
L		151215 17 7 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	

て、「既存の規則・要綱・条例を収集し、 整理・分析を行って、明確化・合理化等 のための改正や新規策定の必要性につい てとりまとめる(報告書作成)」ところま でがおそらく現実的であり、その結果に 基づいて改正や新規策定を支援するの は、C/P との協議に必要な時間も含める と、第2年次になる可能性があります。 また、既存の規則・要綱・条例に課題・ 問題がある場合は、法令集製本と中核都 市への配布は、整理・合理化等を終えた 後が望ましいと思われますが、そのよう な解釈、提案を行っても構わないもので しょうか。(勿論、業務開始後、作業が比 較的簡単・順調に進むことが分かれば、 第1年次中に全て或いは殆どの業務を終 える所存です。) 業務指示書 18 頁の(5) 成 1 年次 (2015年 12月~2017年 6月の 19ヶ 左記「中核都市に導入される財務会計システ 果4にかかる業務 月)の業務として、「中核都市に導入される | ム」は、ADB が実施中の公衆衛生環境セクタ 財務会計システムを活用し、歳入と経常支出 | 一開発事業により導入される予定です。2015 の差異について要因分析を行う」とありま | 年 12 月中に調達手続きが完了する予定です。 す。これは、1年次において財務会計システ ムが導入されていることを前提とした業務 手続きと推測しますが、導入のタイミングを ご教示下さい。

6	業務指示書 18 頁、(5) 成果 4にかかる業務	中核都市の財政面での自立性強化を図るためには、現行の会計制度を見直し、これを法律に反映させることも検討する必要があると考えています。一方、財務会計システムについては、ADBの公衆衛生環境セクター開発事業で仕様が決まっているものを第一年次契約期間に導入することになると推測します。中核都市の会計制度については、現行制度もしくはすでに決定済みの新制度を所与として考えるべきでしょうか?	現行制度や採択済みの新制度を基本としますが、実際の運用に際し、実施機関や他関係者等との協議・合意を経て、一部修正や変更等の措置が取られる可能性はあります。
7	業務指示書 19 頁の(1)の	成果 2 に係る業務ですが、 と の内容はほぼ同じであり、違いは「マニュアルの改訂」か「マニュアルの最終化」と理解しました。 違いは、最終化のプロセスにおいては、各関係者への説明と承認を必要とするというイメージで宜しいでしょうか。	ご理解の通り、関係者への説明と承認を含む か否かの違いです。